

知事が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程

平成 17 年 4 月 1 日
福岡県訓令第 4 号

本 庁
出先機関

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 管理体制(第 3 条—第 7 条)
- 第 3 章 職員の責務(第 8 条)
- 第 4 章 個人情報の取扱い(第 9 条—第 16 条)
- 第 5 章 安全確保上の問題への対応(第 17 条・第 18 条)
- 第 6 章 監査及び点検の実施(第 19 条—第 21 条)
- 第 7 章 補則(第 22 条・第 23 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、福岡県個人情報保護条例(平成 16 年福岡県条例第 57 号。以下「条例」という。)第 4 条第 2 項に規定する個人情報の適切な管理のために必要な措置について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第 2 章 管理体制

(総括管理者)

第 3 条 知事部局に、総括管理者 1 人を置く。

- 2 総括管理者は、知事が指定する副知事をもって充てる。
- 3 総括管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期又は随時に開催すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、知事部局における個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

(保護管理者)

第 4 条 福岡県行政組織規則(昭和 34 年福岡県規則第 66 号。以下「組織規則」という。)第 7 条に規定する課及び室(組織規則第 3 条第 3 項の規定により本庁に臨時に設ける課又は室を含む。)並びに組織規則第 2 条第 4 号に規定する出先機関(以下課及び室と併せて「所属」という。)に、保護管理者 1 人を置く。

- 2 保護管理者は、所属の長とし、所属における個人情報の管理に関する事務を総括する。

(保護担当者)

第 5 条 所属に、保護担当者 1 人(業務上必要と認められる場合にあつては複数人)を置く。

- 2 保護担当者は、本庁にあつては庶務を所掌する係の長(係を置かない課又は室にあつては、

課又は室の長が指名する者)を、出先機関にあっては当該出先機関の庶務を所掌する課の長(課を置かない出先機関にあっては、出先機関の長が指名する者)をもって充てる。

3 保護担当者は、保護管理者を補佐し、所属における個人情報の管理に関する事務を行う。

(監査責任者)

第6条 知事部局に、監査責任者1人を置く。

2 監査責任者は、総務部長をもって充てる。

3 監査責任者は、所属における個人情報の管理の状況について監査する。

(研修)

第7条 総括管理者は、個人情報の取扱いに従事する職員に対し、個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行う。

2 保護管理者は、所属の職員に対し、個人情報の適切な管理のため、総括管理者の実施する研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第3章 職員の責務

(職員の責務)

第8条 職員は、条例の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、個人情報を取り扱わなければならない。

第4章 個人情報の取扱い

(接触の制限)

第9条 保護管理者は、個人情報の重要度に応じて、当該個人情報に接する権限を有する者を、当該個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要最小限の範囲の職員に限定するものとする。

2 前項に規定する権限を付与されていない職員は、当該個人情報に接してはならない。

3 職員は、第1項に規定された権限を付与された場合であっても、業務上の目的以外の目的で当該個人情報に接してはならない。

(複製等の制限)

第10条 職員は、業務上の目的で個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護管理者の指示に従い行うものとする。

(1) 個人情報の複製

(2) 個人情報の送信

(3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為として保護管理者が定めるもの

(誤りの訂正等)

第11条 職員は、個人情報の訂正を行う場合には、保護管理者の指示に従わなければならない。

(媒体の管理等)

第12条 職員は、保護管理者の指示に従い、個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、当該媒体の耐火金庫への保管、保管場所への施錠等の個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止するための措置を講ずるものとする。

(廃棄等)

第13条 職員は、個人情報又は個人情報が記録されている媒体(端末機器及びサーバーに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該個人情報

の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

（個人情報の取扱状況の記録）

第14条 保護管理者は、個人情報の重要度に応じて、台帳等を整備し、当該個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

（個人情報の提供）

第15条 保護管理者は、個人情報を実施機関以外のものに経常的に提供する場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）当該提供先における個人情報を取り扱う事務の目的、事務の根拠法令、当該提供先において利用する個人情報の本人の類型及び項目名、利用形態等について確認すること。

（2）当該提供先への安全確保の措置を要求し、並びに必要があると認めるときは、実地調査等による当該措置状況を確認し、確認結果を記録し、及び所要の改善要求等を行うこと。

（事務の委託等）

第16条 保護管理者は、個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外の者に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、委託に係る契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、その他個人情報の適切な管理のための必要な事項について委託を受ける者と書面で確認するものとする。

（1）個人情報に関する秘密保持等の義務

（2）再委託の制限又は条件に関する事項

（3）個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

（4）委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

（5）違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

3 前2項の規定は、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合であって、当該公の施設の管理業務に伴い個人情報を取り扱うこととなる場合に準用する。

第5章 安全確保上の問題への対応

（事案の報告及び再発防止措置）

第17条 個人情報の漏えい等安全確保上で問題となると思料する事案が発生した場合に、その事実を知った職員は、速やかに当該個人情報を管理する保護管理者に報告するものとする。

2 保護管理者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。

4 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（公表等）

第18条 事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

第6章 監査及び点検の実施

（監査）

第19条 監査責任者は、個人情報の管理の状況について、定期又は随時に監査（外部監査の委託を含む。）を行い、その結果を総括管理者に報告するものとする。

(点検)

第20条 保護管理者は、自ら管理責任を有する個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第21条 個人情報の安全確保の措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第7章 補則

(他の訓令との関係)

第22条 他の訓令の規定により、情報システムの管理に関する事項について、この訓令と別段の定めが設けられている場合にあっては、この訓令に定めるもののほか、当該訓令の定めるところによる。

(細則)

第23条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に総括管理者又は総括管理者の指示に従い総務部県民情報広報課長が定める。

2 保護管理者は、この訓令を実施し、又は個人情報の適切な管理のため、必要があるときは、細則を定めることができる。

3 保護管理者は、前項の細則を定め、変更し、又は廃止したときは速やかに総括管理者に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。